

○危機に対する情報共有体制の強化（LINE WORKS の導入）について（案）

令和3年2月15日  
行政経営会議資料

1. 概要

地方公共団体を取り巻く経済情勢は厳しさを増しているが、危機管理に関する事業の実施については、町民の命と安心な暮らしを守る観点から優先して実施することが必要となり、危機への対応については、危機管理担当部局に留まるものではなく、全庁部局横断的な体制で、あらゆる脅威に備えることが重要である。

こうしたことから、昨年末から試行している LINE WORKS について、一定の効果が認められたことから、情報共有体制の強化及び迅速な対応を図るため、LINE WORKS の本格導入を行うものとする。

2 対象事案

休日等の閉庁日及び閉庁時間帯における次の事案において LINEWORKS を運用する。（図1参照）

- (1) 危機の対象事案については、町民のいのちと安心な暮らしに直接重大な脅威が生じ、または、生じる恐れがある緊急の事案
- (2) 全庁的、部局を横断して事態への対応に取り組むべき緊急的事案

3 対象職員

LINE WORKS を活用する職員については、あらゆる事象に応用でき、活用頻度が高いと思われる災害対策本部会議職員及び避難所従事職員を「危機管理グループ」、「避難所従事グループ」とそれぞれグルーピングして運用する。（図2参照）

図1：対象事案イメージ

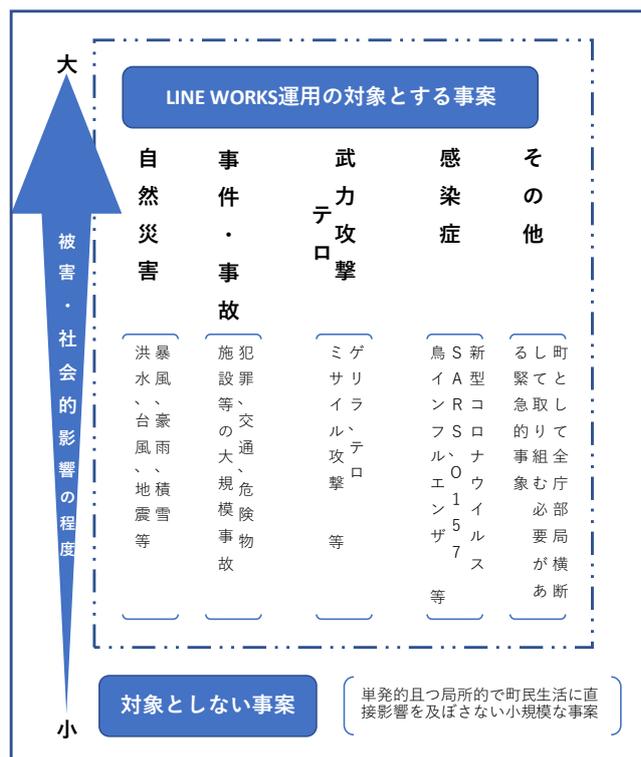


図2：運用グループ

**【危機管理グループ】 38名**  
※図1の危機において運用

町長	副町長	教育長
総務部長	民生部長	環境経済部長
建設部長	会計管理者	教育次長
消防長	危機管理室長	総務課長
企画政策課長	財政課長	行政推進課長
管財契約課長	税務課長	福祉支援課長
子育て支援課長	高齢介護課長	住民課長
健康推進課長	国保年金課長	農政課長
環境課長	道路課長	商工観光課長
下水道課長	都市施設課長	議会事務局長
監査委員事務局長	教育総務課長	生涯学習課長
スポーツ・文化振興課長	消防課長	消防署長
水道事業所長	社会福祉協議会事務局長	

※兼務発令課長相当職は省略

**【避難所従事グループ】**  
※避難所開設指示において運用

町地域防災計画に規定する  
指定避難所従事職員 **10箇所40名**

新型コロナウイルス感染症にかかる  
発熱者専用避難所従事職員 **4箇所16名**

**合計94アカウント**  
※フリープラン（制限100アカウント）で運用可

## 4 導入経費

試行段階で行ったアンケート結果に基づき、導入経費を要さないフリープランによって運用する。

※ フリープラン（無料）  
フリーである分、ユーザー数は100名までと限られており、共有ストレージ5GB、メール・カレンダー・Driveなし、ログ検索は直近2週間までなど様々な機能が制限される。  
サポート窓口はなく、広告表示がされ180日間利用がない場合、自動退会となる。

## 5 運用ガイドライン

### (1) 基本的事項

- ・LINE WORKS は、原則、休日等の閉庁時及び勤務時間外において運用する
- ・取扱事案は、図1に示す危機において運用する
- ・LINE WORKS は、図2に示すグループで構成し、その職員が運用する
- ・情報発信をしようとする場合、町長に電話等口頭にて事案報告し、判断を仰ぐこととする
- ・情報は、町長の指示により発信するものとする
- ・情報発信者は、原則、発生事案の対応所管部長（消防長含）及び危機管理室長とする

### (2) 発受信方法

- ・個人が特定される情報及び提供や公開されている情報以外は発信しない
- ・発信者は、事案内容を冒頭に記載して発信する（例）【避難所開設要請】、【情報共有】等
- ・グループメンバーは、受信内容について、返信しない（既読が確認した意思表示とする）

### (3) その他

- ・LINE WORKS を試行運用していない課長等にあつては、総務課からのグループウェアで発行されるアカウント及び仮パスワードを用い、アカウント登録、パスワード変更を行い、所属部長等のレクチャーにより、操作方法を習得するものとする
- ・LINE WORKS をインストールしている端末機の紛失または盗難が発覚した場合、速やかに総務課長へ連絡するものとする（端末故障や機種変更した際も同様）

※1 遠隔操作で、強制的にパスワード情報を変更することができる機能で情報漏洩を防ぐ

※2 クラウドサービスなので、別の端末で再ログインでき、同じ環境で利用し続けることができる